

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

（案）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第四節の二の二 航空機搭載型合成開口レーダーの無線設備（第四十九条の四の三）
 第四節の二の三 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）

（航空機搭載型合成開口レーダー）

第四十九条の四の三 合成開口技術（航空機の飛行等に伴う受信信号のドップラー効果の利用により大開口センサーと同様の対象物判別精度を得る技術をいう。）を利用して地面等の観測を行う航空機に開設する無線標定業務の無線局の無線設備であつて、九、二〇〇MHzから九、八〇〇MHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 変調方式は、周波数変調であつて連続波方式により送信するもの又はパルス変調であつてパルスの期間中に搬送波を周波数変調して送信するものであること。
- 二 等価等方輻射電力は、次のとおりであること。
- ア 周波数変調であるもの 三〇デシベル（一ワットを〇デシベルとする。イにおいて同ゴ。）以下
- イ パルス変調であるもの 六三・五デシベル以下

別表第一号（第五関係）

周波数の許容偏差の表

6	100MHzを超え470MHz以下	[1～3 略] 4 無線測位局 (1) VORの無線設備 (2) その他の無線測位局（注29、30）	20 50
7	470MHzを超え2,450MHz以下	[1～8 略] 9 無線測位局 [(1)～(6) 略] (7) その他の無線測位局（注29） [10～13 略]	500
[8・9 略]			

[注1～28 略]

注29 無線測位業務の無線局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定す

改正前

目次

第四節の二の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）

〔新設〕

別表第一号（第五関係）

周波数の許容偏差の表

6	100MHzを超え470MHz以下	[1～3 同左] 4 無線測位局（注29） (1) VORの無線設備 (2) その他の無線測位局（注30）	20 50
7	470MHzを超え2,450MHz以下	[1～8 同左] 9 無線測位局（注29） [(1)～(6) 略] (7) その他の無線測位局 [10～13 同左]	500
[8・9 同左]			

[注1～28 同左]

注29 次に掲げる送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわ

る値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯は、総務大臣が別に定める。

【別】

[注30～57 略]

別図第七号 S S R、質問信号送信設備及びA C A Sが送信する質問信号及び抑圧信号の特性
(第45条の12の6及び第45条の12の11関係)

1 パルス波形

【図 略】

(1) モードA及びモードCの場合

【表 略】

(2) モードA/C一括、モードA/C/S一括及びモードSの場合

2 質問モードの種類及びパルス間隔	
P_1 、 P_2 、 P_3 、 P_4 (短)、 P_5 のパルス幅	0.8±0.09 μ s
P_4 (長) のパルス幅	1.6±0.09 μ s
P_6 (短：56ビット) のパルス幅	16.25±0.20 μ s
P_6 (長：112ビット) のパルス幅	30.25±0.20 μ s
パルス立ち上がり時間	0.1 μ s以下
パルス立ち下がり時間	0.2 μ s以下

【図 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線(二重下線を含む。)を付した標記部分を除く全体に付した傍線(下線を含む。)は注記である。

らず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

(2) 捜索救助用レーダートランスポンダ

(3) 10.5GHzから10.55GHzまで又は24.15GHzから24.25GHzまでの周波数の電波を使用する無線標定業務の無線局の送信設備

[注30～57 同左]

別図第七号 S S R、質問信号送信設備及びA C A Sが送信する質問信号及び抑圧信号の特性
(第45条の12の6及び第45条の12の11関係)

1 パルス波形

【図 同左】

(1) モードA及びモードCの場合

【表 同左】

(2) モードA/C一括、モードA/C/S一括及びモードSの場合

2 質問モードの種類及びパルス間隔	
P_1 、 P_2 、 P_3 、 P_4 (短)、 P_5 のパルス幅	0.8±0.09 μ s
P_4 (長) のパルス幅	1.6±0.09 μ s
P_6 (短：56ビット) のパルス幅	16.25±0.20 μ s
P_6 (長：112ビット) のパルス幅	30.25±0.20 μ s
パルス立ち上がり時間	0.1 μ s以下
パルス立ち下がり時間	0.2 μ s以下

【図 同左】

附 則

この省令は、公布の日から施行する。